

クラウド社会保険労務士事務所 行動計画

従業員がその能力を発揮し、また仕事と育児・子育てを両立できるよう雇用環境の整備とその制度の周知を図るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 11 月 1 日～平成 34 年 10 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、育休中の社会保険料免除等の制度の周知及び情報提供を行う

<対策>

平成 29 年 11 月 1 日～各制度に関する資料等を事務所に備え置き、希望者には個別に制度説明を行う。

目標 2 フレックスタイム制、時差出勤等、子どもを育てる従業員が職場と家庭の両立を図るために利用できる制度の周知及び情報提供を行う

<対策>

平成 29 年 11 月 1 日～各制度の説明及び有効活用例等の情報提供を行い、各制度の利用を促進する。